

記

1. 変更事項

- (1) 「3 構造改革特別区域の範囲」の追加

- (2) 「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」の変更

- (3) 別紙「706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業」の区域の追加及び特例措置の内容の変更

2. 変更事項の内容（新旧対照表）

- (1) 3 構造改革特別区域の範囲
別紙1 新旧対照表のとおり
- (2) 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
別紙2 新旧対照表のとおり

- (3) 別紙 706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業
特区の区域及び特例措置の内容
別紙3 新旧対照表のとおり

新旧対照表

3 構造改革特別区域の範囲

旧	新
<p>水戸市、日立市、下館市、結城市、常陸太田市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町、内原町及び大洗町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、那珂郡東海村、那珂町及び大宮町、久慈郡金砂郷町、真壁郡関城町及び協和町、結城郡八千代町、猿島郡総和町及び境町並びに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町、安蘇郡田沼町及び葛生町並びに前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市並びに群馬県佐波郡赤堀町及び東村、新田郡新田町及び藪塚本町及び邑楽郡邑楽町の全域</p>	<p>水戸市、下館市、結城市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町、内原町及び大洗町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、那珂郡東海村及び那珂町、真壁郡関城町、<u>大和村及び協和町、結城郡八千代町、猿島郡総和町及び境町並びに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町、安蘇郡田沼町及び葛生町並びに高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市並びに群馬県佐波郡赤堀町及び東村、新田郡新田町及び藪塚本町及び邑楽郡邑楽町の全域並びに日立市、常陸太田市、常陸大宮市及び前橋市の区域の一部（旧日立市、旧常陸太田市、旧久慈郡金砂郷町、旧那珂郡大宮町及び旧前橋市）</u></p>

新旧対照表

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

旧	新
<p data-bbox="256 577 767 656">新たな産業集積及び保税蔵置場の設置による貨物量の増大と地域活性化</p> <p data-bbox="256 712 767 925">(略) 平成 19 年までの今後 5 年間で 10 ~ 15 ヶ所の立地が見込まれる。そして、この立地による貨物量は、企業に対するヒアリング結果等から 9,600TEU / 年 ~ 14,400TEU / 年程度が見込まれる。(略)</p>	<p data-bbox="799 577 1310 656">新たな産業集積及び保税蔵置場の設置による貨物量の増大と地域活性化</p> <p data-bbox="799 712 1310 925">(略) 平成 19 年までの今後 5 年間で <u>16 ~ 20 ヶ所</u>の立地が見込まれる。そして、この立地による貨物量は、企業に対するヒアリング結果等から <u>10,600TEU / 年 ~ 15,400TEU / 年</u>程度が見込まれる。(略)</p>

新旧対照表

別紙 706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業

旧	新
<p>4 特定事業の内容</p> <p>(2)特区の区域</p> <p>茨城県：笠間市、美野里町、関城町、八千代町、総和町、境町</p> <p>栃木県：小山市、岩舟町</p> <p>群馬県：桐生市、館林市、新田町、邑楽町</p> <p>以上の市町のうち、管轄の税関官署から路程で 25 km を超え概ね 100 km 以内の地域を対象とする。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>保税蔵置場の設置による貨物量の増大</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保税蔵置場については、今後 5 年間に構造改革特別区域における規制緩和措置の活用によるものだけで、特区内において 10 ～ 15 ケ所程度の設置を見込む。(略) 保税蔵置場における取扱貨物量については、特区において、10 ～ 15 ケ所設置された場合、9,600 ～ 14,400TEU / 年の増が見込まれ、(略) 	<p>4 特定事業の内容</p> <p>(2)特区の区域</p> <p>茨城県：笠間市、美野里町、関城町、<u>大和村</u>、八千代町、総和町、境町</p> <p>栃木県：小山市、岩舟町</p> <p>群馬県：桐生市、<u>太田市</u>、館林市、新田町、邑楽町</p> <p>以上の市町村のうち、管轄の税関官署から路程で 25 km を超え概ね 100 km 以内の地域を対象とする。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>保税蔵置場の設置による貨物量の増大</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保税蔵置場については、今後 5 年間に構造改革特別区域における規制緩和措置の活用によるものだけで、特区内において <u>16 ～ 20 ケ</u>所程度の設置を見込む。(略) 保税蔵置場における取扱貨物量については、特区において、<u>16 ～ 20 ケ</u>所設置された場合、<u>10,600 ～ 15,400TEU</u> / 年の増が見込まれ、(略)